

「貯蓄貯金規定」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. 〵 (省 略)</p> <p>21.</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 〵 (省 略)</p> <p>(6)</p> <p>23. (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>1. 〵 (同 左)</p> <p>21.</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。<u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、</u>貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 〵 (同 左)</p> <p>(6)</p> <p>23. (同 左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>